

北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



就活の不安につけ込む 高額セミナーの勧誘に注意!

【相談事例】

就職活動（就活）に悩んでいたところ、SNSで就活塾の広告を見つけ、無料カウンセリングを受けた。「自己分析や面接対策セミナーを受ければ、大手企業に100%内定する」と50万円のセミナーを勧められた。その場で判断を迫られ、冷静に考えることができず契約してしまった。後日「高額で支払えない」と事業者に解約を申し出たら、解約料20%を請求された。（20代 大学生）

無料でカウンセリング等を受けるつもりが、いきなり高額セミナーやビジネススクール等の契約を勧誘されるケースが目立っています。

【アドバイス】

- 無料カウンセリングに参加するつもりでも、いきなり高額なセミナーの勧誘を受ける可能性があるため注意しましょう。
- 「100%内定」などの断定的な説明や、「このままでは失敗する」などの不安をあおるような言葉をうのみにせず、焦って契約しないようにしましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があります。
- 困ったときや不安なときは、消費生活センターにご相談ください。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）